

令和三年法律第八十三号

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律

第一条 この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念にのつとり、宇宙資源の探査及び開発に關し、同法第三十五条第二項に基づき宇宙活動に係る規制等について定める人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号。以下「宇宙活動法」という。）の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙空間活動法第二条第一号に規定する宇宙の開発及び利用に関する諸条約（第三条第二項第一号において単に「宇宙の開発及び利用に関する諸条約」といいう。）の的確かつ円滑な実施を図りつゝ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進することを目的とする。
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ當該各号に定めるところによる。

一 宇宙資源 月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源をいう。

二 宇宙資源の探査及び開発 次のいずれかに掲げる活動（専ら科学的調査として又は科学的調査のために行うものを除く。）をいう。

イ 宇宙資源の探査、採取その他これに類するものとして内閣府令で定める活動（口及び第五条において「採掘等」という。）に資する宇宙資源の存在状況の調査

ロ 宇宙資源の採掘等及びこれに付随する加工、保管その他内閣府令で定める行為

（人工衛星の管理に係る許可の特例）

第三条 宇宙資源の探査及び開発を人工衛星（宇宙活動法第二条第二号に規定する人工衛星をいう。第一号及び第四項において同じ。）の利用の目的として行う人工衛星の管理（同条第七号に規定する人工衛星の管理をいう。）に係る宇宙活動法第二十条第一項の許可（以下この条に規定する事項を定めた計画（以下「事業活動計画」という。）を併せて記載しなければならない。

- 一 当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請に係る人工衛星を利用して行おうとする宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動（以下この項において単に「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動」という。）の目的
- 二 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の期間
- 三 第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発を行おうとする場所
- 四 第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発の方法
- 五 前三号に掲げるもののほか、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の内容
- 六 その他内閣府令で定める事項

又は宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十号）第三条第一項に規定する事業活動計画（以下「事業活動計画」という。）と、宇宙活動法第二十四条中「管理計画」とあるのは「管理計画及び事業活動計画」と、宇宙活動法第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第三十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」と、宇宙活動法第二十六条第五項中「この規定」とあるのは「並びに宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第三条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定」と、第六十条第五号中「事項」とあるのは「事項又は事業活動計画」とするほか、必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

（公表）

第四条 内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を国際的協調の下で促進するとともに、宇宙資源の探査及び開発に関する紛争の防止に資するため、宇宙資源の探査及び開発の許可等をしたときは、その旨及び次に掲げる事項（これらの事項に変更があつた場合は、変更後の当該事項）をインターネットの利用その他適切な方法により、遅滞なく、公表することとする。ただし、公表することにより、当該宇宙資源の探査及び開発の許可等を受けて宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者の当該事業活動に係る利益が不正に害されるおそれがある場合として内閣府令で定める場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

一　当該宇宙資源の探査及び開発の許可等を受けた者の氏名又は名称

二　前条第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項

三　その他内閣府令で定める事項

第五条 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者が宇宙資源の探査及び開発の許可等に係る事業活動計画の定めるところに従つて採掘等をした宇宙資源については、当該採掘等をした者が所有の意思をもつて占有することによって、その所有権を取得する。（国際約束の誠実な履行等）

第六条 この法律の施行に当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を行つて、その所有権を取得する。

2 姉げることがないよう留意しなければならない。

この法律のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではない。
(国際的な制度の構築及び連携の確保等)

第七条 国は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各國政府と共同して国際的に整合した宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めるものとする。

2 国は、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関し、国際間における情報の共有の推進、国際的な調整を図るために必要な措置その他の国際的な連携の確保のために必要な施設を講ずるものとする。

3 国は、前二項の施策を講ずるに当たっては、我が国の宇宙資源の探査及び開発に關係する産業の健全な発展及び国際競争力の強化について適切な配慮をするものとする。
(技術的助言等)

第八条 国は、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う民間事業者に対し、当該事業活動に関する技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

附 則 抄

(施行期日)
(経過措置)

第二条 第三条及び第四条の規定は、この法律の施行後に宇宙活動法第二十条第一項又は第二十三条第一項の許可の申請があつた場合について適用し、この法律の施行前に宇宙活動法第二十条第一項又は第二十三条第一項の許可の申請があつた場合は、なお從前の例による。
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行の状況、科学技術の進展の状況、第七条第一項に規定する制度の構築に向けた取組の状況等を勘査して、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する

事業活動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。
